

石巻市建設工事及び建設工事に係る調査、設計及び測量の業務の競争入札最低制限価格の設定基準について

1 建設工事の最低制限価格

○施行期日 平成28年5月1日

1 建設工事

A (最低制限価格)

$$= \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

(ただし、 $A \geq \text{予定価格} \times 7 / 10$)

2 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務の最低制限価格

○適用期日 平成28年5月1日

2 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務

建設工事に係る調査、設計及び測量の業務は、業種区分した中で、次のとおり設定する。

①地質調査業務以外に係る契約について

$$A \text{ (最低制限価格)} = \boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4}$$

$$\text{(ただし、予定価格} \times 8 / 10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 6 / 10)$$

②地質調査業務に係る契約について

$$A \text{ (最低制限価格)} = \boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4}$$

$$\text{(ただし、予定価格} \times 8.5 / 10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 2 / 3)$$

※業種区分及び $\boxed{1}$ $\boxed{2}$ $\boxed{3}$ $\boxed{4}$ については、下記表を参照。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

○石巻市建設工事等競争入札参加心得 (平成17年石巻市告示第189号)

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/H28.5.1kokoroe.pdf>